

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

47号
発行：2015年3月26日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/

健康被害・航空機の墜落の危険
と不安は、日常生活の破綻に
もたらし、日常生活的にも認め
らるべきです。このため、私
達訴訟で米軍機の飛行差止め
を求め、裁判を進めたいと思
います。この裁判の根拠として
は、基地周辺の騒音レベルが
日本の平和憲法を守ろうとす
る市民運動です。憲法を大切
にするという強い意識と信念
を持って、この裁判を闘って
まいりたいと考えています。本
回は4月5日に行われる第8
回定期議員総会の議案全文を
掲載しました。是非一読され
内容を理解下さい。



「平和で静かな空を求めて」8年、
横浜地裁で5月21日に判決が下
されました。
一審判決では自衛隊機の一部差
止めを認め、騒音のひどい
米軍機の差止めについては却下
されました。

第8回代議員総会開催
4月5日(日)

第8回代議員総会議案書 (案)

第1号議案

2014年の活動の総括と2015年の活動方針 (案)

〈はじめに〉

私たちが闘ってきた、第四次厚木爆音訴訟は、昨年5月に横浜地裁判決が出され、国がこの判決を全面的に不服として控訴し、原告側も、「飛行差止め」と「将来請求」及び「外国人国籍原告への差別的な扱い」を不服として控訴したため、いま東京高裁の場で付帯控訴を含めた審理が進められています。

この控訴審は高裁の裁判長が、「5月結審」の意向を強く示していることから1ヶ月余の「5月の口頭弁論が結審」という極めて早いペースで進行しています。

ですから裁判は、最終段階にあり今が最も重要な時期になっています。

ぜひ、裁判勝利にむけて原告一人一人が自分の裁判だという自覚を持って、本日以降の諸行動に積極的な協力をお願いしたいと思います。

I 一年間の主な活動

(2014年1月～2015年3月)

1 裁判はどのように進行したか

1 横浜地裁判決と判決日の行動

5月21日に横浜地裁での判決が下されました。原告団は雨の降る中、150名を超える参加体制をとり、関内駅前から開港記念会館前を通り、横浜地裁までデモ行進を行い、傍聴者と待機者とが地裁前で事前の集会を行いながら判決の発表を待ちました。

14時になり、大勢の原告やマスコミが地裁前で待ち構える中、弁護士から「飛行差止め勝訴」の垂れ幕が表示されると大きな歓声が上がりました。長年の願いである飛行差止めが認められた瞬間でした。第一次訴訟での最高裁判決では民事訴訟での飛行差止めは認められないと却下されましたが、その時「民事訴訟ではともかく、行政訴訟では…」の付言が生かされた判決でした。

判決後、原告団は近くのワークピアで判決報告集会を開きました。報告集会の中では、自衛隊機の夜間飛行の差止め請求が認められたこと、損害賠償額の増額が認められたことは大きな前進だが、米軍機に対しては民事・行政訴訟とも認められなかったことに対し新たな怒りがわき、米軍機の飛行差止めが認められるまで闘い続ける決意が表明されました。

2 判決の内容と評価

横浜地方裁判所第1民事部にて判決が言い渡されました。その内容は、行政訴訟による自衛隊機の飛行差止めを認めるという、これまでの基地騒音訴訟にない、画期的な判決であるとともに、厚木基地周辺住民に対する爆音被害は違法であるとして損害賠償は大幅に増額した判決でした。ただし、米軍機についての飛行差止めは、残念ながら認められるに至りませんでした。

私たちは長年にわたって続く基地被害の抜本的解決のためには、単なる過去の被害に対する救済にすぎない損害賠償だけでなく、航空機の飛行差止めを認めるしかないとして本訴訟において強くこれを求めてきました。ここに自衛隊機についてのみではあるものの、飛行差止めを認めた本判決については、裁判所の英断として評価するものです。

(1) 民事訴訟部分の判決内容

民事訴訟では

- ①自衛隊機の飛行差止め却下・米軍機の飛行差止め棄却
- ②フィリピン国籍の原告4名は棄却、
- ③平成25年9月3日以降の将来請求却下
- ④損害賠償については従来の損害額を増額し総額約70億円の支払いが認められました。

民事訴訟の判決理由は、

(1) 差止等について

- ①自衛隊機の差止等の請求に係る訴えは不合法であるから却下。
- ②米軍機の差止等の請求は主張自体失当として棄却。

(2) 損害の賠償請求について(要旨)

厚木飛行場は国家賠償法2条1項にいう「公の営造物」であるから、その使用及び供用の結果、社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じた場合、設置管理者である国は賠償責任を免れない。

したがって、原告らを含めた周辺住民(約24万4000世帯)が受けている被害は、健康又は生活環境に関わる重要な利益の侵害であり、当然に受忍しなければならないような軽度の被害であるとはいえない。

慰謝料の額は、原告らそれぞれの居住する地域における騒音の大きさに応じて、共通する最小限度の被害の程度に対応するものとして、基準となるべき1か月当たりの慰謝料額を次のとおり定める。

WECPNLの値が75	4,000円
WECPNLの値が80	8,000円
WECPNLの値が85	12,000円
WECPNLの値が90	16,000円
WECPNLの値が95	20,000円



(3)国の助成により防音工事を実施した住居に居住する原告らは国の負担によって利益を得ているといえるから、慰謝料の算定に当たりこれを考慮すべきであり、防音工事を実施した室数に応じて上記の基準慰謝料額から減額をする。すなわち、最初の1室につき10%を減額し、2室目以降につき1室増加するごとに5%を減額するが、助成を受け得る防音工事が5室を限度とすることなども勘案し、合計で5室以上となる場合は一律に30%を減額する。

(2)行政訴訟部分の判決内容

行政訴訟では

- ①米軍機の飛行差し止めは却下されました。
- ②自衛隊機の飛行について、防衛大臣は毎日午後10時から翌日午前6時まで、やむを得ないと認める場合を除き自衛隊の航空機を運航させてはならないと判決で示しました。

3 判決を受けて

横浜地裁判決を受けて原告団では直ちに南関東防衛局へ、判決を了承し控訴しないよう要請行動を行いました。また、関係各市にも判決報告のため県・市役所を訪れました。

5月27日には判決内容を学習するために役員会を開きました。弁護団から詳しい判決内容と、判決は米軍に対しては請求を却下していることの対策が必要との話がなされました。

国が判決を不服として控訴したことを受け、原告側としても応訴することが決定されました。

4 控訴までの経過

国は一審判決を全面的に不服とし、5月26日に控訴しました。訴訟団もこれを受けて6月3日①米軍機の飛行差し止めと、自衛隊機の夜間飛行差し止め時間枠を午後8時から翌午前8時まで拡大すること②フィリピン国籍の原告4名の認容③将来請求を求め控訴しました。

5 判決支部報告集会

判決結果を全原告対象に直接報告することとし、そのため各支部での報告集会の開催を設定しました。6月14日の大和第1支部報告集会を皮切りに7月20日の藤沢茅ヶ崎支部集会まで全12支部、26か所での開催をし、弁護士からの報告と原告との意見交換をしたところです。意見交換の中からは、米軍機がうるささの元凶なのに認められないのはおかしい、転出者や死亡原告の取り扱いについて、東京高裁への控訴手続きについて、等の意見や質問がありました。

6 東京高裁委任状取得への取り組み

裁判は原告が多数のため原告団を結成し、弁護団が代理として裁判を行っています。その弁護団が裁判を行うためには原告の委任が必要です。第四次訴訟の立ち上げのときにも委任状をとりましたが、それは横浜地裁までの委任でした。今回東京高裁での裁判となりましたので、そこでの裁判を継続するための原告からの委任状が必要となりました。このため8月29日に委任状用紙を全原告に発送し、9月中に回収を完了予定としましたが、思いのほか時間がかかり12月半ばまでかかりました。

7 東京高裁第1回口頭弁論

11月27日(木)16時からいよいよ東京高裁の裁判が始まりました。一日も早く爆音を無くしてほしいと原告60名が東京・霞が関の東京高等裁判所まで傍聴に駆け付け、法廷は満員となりました。原告から2名が陳述に立ち、爆音で電話も通じず、遠くに住んでいる母親からも「いったいどんな所に住んでいるの」と聞かれる等の爆音被害の実態と、過去の裁判で何回も違法状態を指摘されているにもかかわらず、かえって爆音被害が拡大している実態等が陳述されました。弁護士からは地裁判決の重さと、米軍による被害の救済が訴えられ、多くの傍聴者がうなづいていました。閉廷後は弁護士会館前で報告集会が開かれ、支援の方々から今後の法廷闘争への意気込が語られました。

8 現地進行協議

2015年1月8日(木)、厚木基地南北滑走路両端付近で、東京高裁による厚木基地の現地進行協議(現地検証)が行われました。東京高裁の裁判官が3名と、被告国側の代理人20人ばかりと原告側弁護団17人というメンバーが厚木基地の爆音を体験・視察するために訪れ、厚木基地の米軍機と自衛隊機の爆音を検証しました。当日も戦闘機が普段と同様に飛行訓練を行い、裁判官に厚木基地周辺の爆音被害状況を体得してもらうことができました。

各支部の原告も現地で爆音の体験・検証に参加しました。参加した原告は約80人で、訴訟団の持っている測定機では100dBを超す爆音は何回も観測されましたが、原告の方からは「今日は静かに飛んでいる」「普段はもっと大きな音だ」との声も聞こえました。

9 東京高裁への被害陳述書作成

東京高裁で新たな裁判を行うこととなりました。このため高裁での勝利を図るため、新たな取り組みとして「被害陳述書」の作成を一部の原告に依頼して行いました。

「被害状況陳述書作成」は、私たちが被っています「爆音被害の実態」を東京高裁の裁判官に理解してもらい、被害の実態を正當に判断してもらうための重要な証拠書類となるものです。爆音で大切な電話の用件が伝わらない、テレビも聞き取れない、学習もできない、夜間勤務明けでも爆音で寝付けない、イライラして疲れる、病気に障る等、いろいろな被害があります。決して軽い被害ではありません。

2015年1月24日から3月7日まで、毎週の土日に訴訟団事務所で被害陳述書の作成を行いました。作成は原告の中から70名ほど弁護士が選びその方たちが日常感じている被害の実態を弁護士との面談の中で聞き取り、陳述書として書き上げたものです。裁判ではこれら陳述書を判決に生かせるよう頑張っていきます。

10 原告本人尋問

3月19日(木)、東京高裁第3回口頭弁論で原告本人尋問が行われました。午前二人、午後二人の四人による本人尋問が行われ、厚木飛行場周辺住民の被っている爆音被害について、生活環境がいかに侵されているか、具体的な事実が尋問により明らかにされました。

11 仮執行について

東京高裁への控訴に伴い、そのための控訴費用ならびに弁護団活動費の補充が必要となりました。通常の年会費では賄いきれなくなりましたので、横浜地裁判決での損害賠償額から、一部の原告の了解を得て仮執行を行いました。原告全員分の仮執行をする必要はありませんので、大和支部の全原告から仮執行を行うこととし、大和支部原告の方へ案内通知と承諾書の送付を行い了承されました。

2 組織内部の活動

原告団の活動を活性化させるために原告相互の連帯と和、原告団関連行事への参加呼びかけ、支部での活動支援等により信頼を築くことが必要であり、生き生きとした組織とするため次の活動を行ってまいりました。

1. 新春の集い・ブロック長会議

- ①1月19日、原告団「新春の集い」を大和市生涯学習センターで開催し、原告・弁護団など合わせて100名以上が参加しました。弁護団報告、事務局の活動報告等を受けた後、懇親に入り、抽選会などで大いに盛り上がりました。
- ②11月1日、ブロック長会議を海老名商工会館で開きました。この間の活動報告を行ったほか、講師にピースデポの塚田晋一郎氏を迎え、「集団的自衛権」について講演をいただきました。
- ③各支部でも支部ブロック長会議を開催しており、2月16日に相模原支部で、10月9日に大和第3支部で開催しました。

2. 差し止め原告説明会

2月15日に飛行差し止め原告を対象に弁護士による説明会が開かれました。飛行差し止めは民事・行政の両方で請求を行っていますが、それらの根拠とこれまでの経過などについて、弁護士から詳しい説明がなされました。

3. 情報宣伝活動

原告の皆さんに、裁判をはじめ原告団の諸活動を、適宜にお伝えするため、定期的にニュースを発行してきました。以下各号の内容について報告します。

※ ニュース40号 1月17日 発行

- ① 新年号では団長のあいさつをはじめ、各団体の代表のメッセージ。
- ② 1月23～24日に行われた全国基地爆音訴訟団の定期総会に参加した原告の感想文。
- ③ 1月16日に、三浦市三崎で起こった米軍ヘリコプターの墜落事故に対する抗議行動。
- ④ 1月9日の綾瀬市の住宅地でのスーパーホーネットの部品落下事故と、米軍への抗議行動、などを記載。

※ 41号 3月7日

- ① 3月21日に行われる第7回代議員総会にむけて、一年間の活動報告と活動方針全文を掲載。

※ 42号 6月6日

- ① 5月21日に出された、横浜地裁判決の要旨と「原告団の声明文」
- ② 野村和造弁護士の、「判決に対する評価と、控訴審に向けて原告団がめざす課題」を掲載。
- ③ 第7回代議員総会の報告記事。

※ 43号 8月12日

- ① 国と原告団双方が、地裁判決を不服として控訴した事を受け、控訴審で原告側が主張する「飛行差し止め」をはじめとする課題について、解説した常磐重雄弁護士の記事。
- ② オスプレイの厚木基地飛来の報を受け、米軍や南関東防衛局に抗議した記事。
- ③ 判決内容を説明する各支部集会の報告記事。

※ 44号 10月30日

- ① 控訴審の日程が、1月27日と決まったことを受けて、控訴審に向かったの決意と、原告団のさらなる協力を訴えた関守麻紀子弁護士の記事。
- ② オスプレイの飛来・厚木基地上空を旋回・原告団などの反対行動の記事

※ 45号 12月10日

- ① 1月27日に行われた、第1回口頭弁論の経過について、北村理美弁護士が担当した、詳細な報告を掲載、その内容は、
① 最初に原告団の意見陳述が行われ、大和市内林間に居住する、平島香さんが、自分が体験した、爆音の被害を切々と訴え、その気持ちは裁判官にも伝わったろう。



- ② 次いで、藤田原告団長が、厚木基地の現状を述べたあと、控訴審で原告が何よりも求めているのは、米軍機に対しても、飛行差し止めが行われなくては被害の根本的な解決にはならないと訴えたこと。このあと弁護団の意見陳述として
- ③ 福田護弁護士が、飛行差し止め、について述べ「国に米軍に対する規制権限がある、よって米軍機に対する差し止めを斥けた一審判決は見直をされるべきであること」と主張したこと。
- ④ 関守麻紀子弁護士が、爆音によって原告が受けている実態、とくに健康被害についても、科学的根拠があると指摘したこと。
- ⑤ 石渡豊正弁護士は、外国人国籍原告に国家損害賠償を棄却したことは、不当であること。また将来請求や、原告側が付帯控訴した事案についても言及し原告の主張を強く訴えたこと。
- ⑥ 最後に中野新弁護団長が「本件の訴訟において、裁判所が人権救済機関として憲法上の役割を果たすか否かが問われている」と指摘した事などを掲載しました。

※ 46号 2月20日

- ① 1月8日に、現地進行協議（現地検証）が行われましたが、山村事務局次長の、ジェット機が飛んだ様子と感想を交えた報告。
- ② 2月5日に行われた、第2回口頭弁論の内容と、原告側が提出した付帯控訴の申し立て」についての、佐賀悦子弁護士の解説記事。
- ③ また当日（2月5日）は、岩国基地訴訟団の、結審日に当たり、これに参加した、斉藤昌民会計部長の報告記事と、全国連絡会議が3月中旬に、対政府要請行動を行うことを決めた報告書。
- ④ 集团的自衛権反対・オスプレイ飛来反対 2・15 神奈川大集会に参加した原告団の行動などを掲載しました。
以上がこの一年間に発行したニュースの内容です。

3 平和で静かな空を求める反基地平和運動

1 関連団体との連帯

2014年度も神奈川平和運動センター、県央共闘会議、横浜弁護士会、脱原発1000万人運動、全国原告団連絡会、その他沖縄関連の運動等、反基地平和運動関連の活動を厚木爆同と共に携わってきました。爆音やオスプレイ関連などで南関東防衛局や厚木基地へ直接抗議活動を行ったほか、特定秘密法反対、集团的自衛権容認反対等、私たちの活動の障害や戦争への道を開く法案を撤回させるため、活発に共闘運動を積み重ねてきました。この様な活動が平和運動センターなどとの信頼関係を強めることができ、裁判闘争への強力な支援をいただけたものと考えます。

- ①1月9日に綾瀬市寺尾北に米軍戦闘機F/A18が金属片を落下させる事故が発生。翌10日に厚木基地正門前での抗議行動に参加しました。
- ②3月1日、特定秘密法・辺野古埋立反対神奈川集会が大和で開かれ、琉球新報記者米倉外昭さんの講演を受けた後、大和駅までのデモに参加しました。
- ③3月28日に町田支部も主催者に入った、「町田米軍機墜落事故50周年の集い」が開かれ、スライド上映などで事故を振り返り、米軍機による事故の不条理さが説明されました。
- ④オスプレイが厚木基地に飛来するという情報を受け、訴訟団その他が南関東防衛局へ問い合わせ行動を行ったのを機に、7月14日から監視行動に入りました。オスプレイは7月15日に厚木基地へ初飛来したのち、年内に数度飛来を繰り返しました。飛来情報だけで実際には飛来しなかったこともあり、そのたびに私たちは振り回されましたが、めげずに監視行動や南関東防衛局への抗議行動をくり返しました。

2 オスプレイ関連

2012年に沖縄・普天間基地に初めてオスプレイ配備されてから2年、ついに2014年7月15日に厚木基地へも飛来しました。この間座間防衛施設局へ問い合わせたり、南関東防衛局へ抗議にも訪れ、厚木基地への飛来や配備をしないよう申し入れてきました。しかし防衛局は、米軍の運用に関することには口出しできないとか、飛来情報は聞いていないなどと答えるのに終始し、厚木基地周辺住民の危機感には全く答えようとしませんでした。しかも、厚木基地への飛来は「北・東富士演習場に訓練に行く途中に立ち寄り可能性がある」という、極めてあいまいなものでした。その上厚木基地へ着陸してから4日間も居座る等(8/18～21)、富士への演習目的ではなく、厚木基地そのものへの利用目的であることが明らかだと考えられました。厚木基地利用が目的だと通告すると、私たち平和・市民団体の反対が湧きあがることを考慮した姑息な対応と言われていました。また、空母と地上基地との間を連絡しているC-2A輸送機が老朽化してきたため、その後継機としてオスプレイを使用すると米海軍が発表しました。最終的な決定は2016年度会計年度の予算措置が決まった時とされていますが、決定すればオスプレイの厚木基地への飛来・常駐の可能性が高まります。

3 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は結成6年を経過し、全国6基地（厚木・横田・小松・岩国・嘉手納・普天間）で7原告団（約37,000名）が結束し、爆音訴訟を闘っています。私たちはより一層、各原告団との信頼と連携を強化し、平和で静かな生活環境を取り戻すため、力を合わせて取り組んでいきましょう。

① 厚木判決支援行動

第四次厚木爆音訴訟が地裁判決を迎えた5月20～21日、横浜で全国基地連事務局長会議を開催し、連帯・激励行動を行いました。報告集会では「こ

れまでの基地訴訟でいずれも門前払いされてきた飛行差し止めの厚い壁を一步でも打ち砕いたことは、今後の闘いの大きな力となる」ことを全原告団で確認し、さらなる連帯の強化を誓い合いました。

② 全国公害被害者総行動デー要請行動

全国公害被害者総行動デーの一環として6月4日、外務省・防衛省・環境省に対し、「基地騒音被害に対する抜本的対策」を要請しました。その結果、①日米合同委員会合意の重視を米側に求め、住民の負担が最小限になるよう働きかけていく（外務省）、②騒音問題は基地周辺住民にとって深刻な問題と認識しており、住宅防音工事など可能な限り基地周辺住民の負担を軽減する施策を行う（防衛省）、③関係機関と連携し、騒音発生源対策、周辺対策を進めたい（環境省）との回答を得ましたが、今後も実効性ある対策を求め要請行動に取り組みます。

③ 沖縄の闘いに連帯

辺野古新基地建設反対の闘いと沖縄県知事選挙の支援を兼ね、11月4～5日、沖縄で全国基地連事務局長会議を開催しました。会議ではオスプレイの飛来・訓練が全国規模で行われており、全国基地連として共同行動の重要性を確認しました。また米軍キャンプ・シュワブ前の坐りこみ抗議行動や沖縄県知事選挙行動にも参加し、交流と連帯を深めました。

④ 岩国結審激励行動

2月5日、結審を迎えた岩国爆音訴訟に連帯し、全国基地連事務局長会議を岩国で開催しました。岩国爆音訴訟は米軍再編に伴う空母艦載機移転や夜間飛行の差し止め、騒音被害の損害賠償を求め、岩国で初めて起こした爆音訴訟です。全国各地の基地訴訟弁護団も参加し、応援弁論を行いました。会議では「基地爆音被害を解消し、基地周辺住民の生活改善を求める政府交渉」を3月3日に行うことを決定し、法廷内外で一層の連携を強めていくことを確認しました。

⑤ 外務省・防衛省・環境省要請行動

3月3日、外務省・防衛省・環境省に対し、「基地爆音被害を解消し、基地周辺住民の生活改善を求める要請書」を提出し、交渉を行いました。主な交渉項目として、①基地運用の全国一律基準の設定、②日米合同委員会合意事項の遵守、③欠陥機オスプレイの配備・運用の中止、④普天間基地の即時無条件撤去と辺野古・高江の新基地建設即時中止、⑤全国の基地訴訟判決を尊重し爆音被害を軽減すること等を強く要請しましたが、各省とも「日本の防衛・外交・安全保障上、飛行訓練や基地利用は必要だが、基地周辺住民の被害を最小限とするよう配慮する」と従来の姿勢に終始し、前向きな回答は得られませんでした。しかし、全国7原告団が結束し国会議員の協力を得て独自に政府交渉を行ったことは、全国基地連の新たな運動の一步となりました。なお、総括会議では、今後も引き続き要請行動を行っていくことを確認しました。

【一年の運動の総括】

この一年は、5月に「横浜地裁判決」が出され、11月に「東京高裁での控訴審」が開始され、大きな節目の一年となりましたが本年5月には「控訴審の結審」となる予定です。原告の皆さんも、高い関心を持ってこの裁判の動きを見守って頂いたと思います。一審の地裁判決は、「損害賠償額の大幅な増額」と、自衛隊機のみではありませんが、将来に道を開いた「飛行差し止め」を勝ちとる画期的なものでした。この勝利判決を引き出すために、日夜を問わず献身的な努力を重ねてきた弁護団の皆さんに、総会の場で感謝の意を表したいと思います。また原告の皆さんにも、委任状や陳述書の提出をはじめ、法廷での意見陳述・原告本人尋問・そして裁判傍聴など、それぞれ積極的な協力をいただけてきました。弁護団と原告団が一体となって取り組んできた8年間の努力が、一審の勝利判決に結びついたと評価されるべきでしょう。また私たち原告団は、全国の仲間や、神奈川県内の多くの市民団体と連帯し、基地被害・爆音被害をなくし「平和で静かな空を」をめざす、反基地平和運動にも、積極的に参加してきました。これらの運動を通し第四次訴訟団の評価を高めてきました。裁判勝利と連動させた、反基地運動の意義をお互いに、しっかりと認識し今後の運動につなげて行きたいと思えます。

II 基地問題をめぐる情勢と反基地運動の重要性

- 1 厚木基地をめぐる情勢は、歴代の政権による施策のもとで、基地の機能は目に見えて強化され、「平和で静かな空を」と願う周辺住民の願いとは逆に、基地被害・爆音被害は拡大の一途をたどってきました。そしてこの傾向はさらに進行し、いま、厚木基地にあの欠陥機と呼ばれている、オスプレイが飛来し始めています。このオスプレイは、原子力空母に搭載され、航行中の空母と陸上基地をつなぐ輸送任務の役割を果たすとされていますので、空母～横須賀～厚木の関連から考えるとやがて厚木基地に配備され、私たちの上空で本格的な飛行訓練を行うことになるのでしょうか。



2 もう一つ厚木基地の懸案になっているのが、2006年の米軍再編により計画された、艦載機59機を岩国に移駐配備する計画です。この問題は受け入れ側の岩国の体制が整わないため3年間延期され、2017年に実行されることになっていますが、このことにより厚木基地の爆音が、軽減されると云う具体的な見通しや裏付けは全くありません。むしろ安倍政権の集団的自衛権をめぐる日米軍事体制強化の動きの中で厚木基地の機能はさらに強化され、新たな機種や、沖縄嘉手納基地に見られるように、外来機の乗り入れが頻繁に行われるだろうことが危惧される状況になっています。となると、また新たな問題が厚木基地に持ち込まれることが懸念されます。

3 米軍基地がもたらす問題は厚木基地だけではなく日本全国に広がっています。沖縄県民の圧倒的反対の世論を無視して強行している、辺野古沖への新基地建設問題をはじめ、F35米戦闘機の嘉手納基地への配備、岩国基地では米艦載機59機の移駐問題、横田基地では兵員・物資の降下（パラシュート）訓練、そして普天間から岩国を経て、日本全土で低空飛行訓練を行おうとするオスプレイの動き、数えればきりがありません。

4 このような基地情勢のもとで、「平和で静かな空を返せ」と訴え闘ってきた私たちの裁判闘争は、自らの生活と権利を守る闘いであると共に、「日本の平和と民主主義」を守ろうとする優れた市民運動でもあります。そして、厚木基地にあっては、7000名の組織をもつ、第四次訴訟原告団がこの運動の中心的な役割を担って行かなくてはならない立場になってきています。私たちはこの意識をしっかりともち、これからも積極的に反基地・平和運動に取り組んでいかななくてはならないと思います。

Ⅲ 2015年の活動方針

(2015年4月～2015年12月)

1 裁判を中心とする一連の活動

1) 控訴審でめざす原告団の重点課題

- ① 国は、違法状態の爆音を放置してきた責任を顧みず、地裁判決を全面的に不服とする意見書を提出し、執拗な反論を繰り返していますので、原告団は国のこの不当な主張を退け、地裁判決を後退させる事なく再度この判決を勝ち取ることにあります。
- ② もう一つの課題は、地裁判決で、自衛隊機に示された「夜間・早朝の飛行差し止め」を、米軍機に対しても同等の扱いにせよとする主張です。これは、爆音問題を解消させるための根源をなすものであり、控訴審での最大の課題になっています。
- ③ その他、原告団が控訴した、「将来請求」と「外国人国籍の原告の差別扱い」についても論争点となっています。これらの課題を勝ち取るため、いま弁護団は、国の意見書を論破するための反論を展開し、また新たな証拠書類や裁判官に被害実態を訴える原告の追加陳述書を提出するなどの努力を続けています。私たち事務局も原告が不利益を受けることのないよう、弁護団から要請や指示のあった作業に万全を期して取り組みます。

2) 5月14日 最終口頭弁論（結審日）の対応について
裁判長は、第4回の口頭弁論を結審日にする、という意向を示していることから、まだ確定ではありませんが5月14日が最終口頭弁論になると思われま。結審日の行動については、東京霞ヶ関という地理的な条件もありますが、地裁判決日の行動を参考に、7000名の原告団にふさわしい行動を起こします。規模・内容等については弁護団と緊密な連携を図り今からその準備をすすめます。

3) 結審から判決までの活動

- 結審になるとすべての審理は打ち切られますが、事務的な進行協議は逐次行われますので、事務局としてこれにしっかり対応していきます。なお原告団としてこの期間に次の行動に取り組みます。
- ① 政府機関（防衛省・外務省）に、裁判と連動した、抗議・要請行動を実施します。具体的な内容については、今後検討しますが、今年が年が明けてから殆ど連日のように激甚な爆音が襲っているため、爆音被害への抗議と、「地裁判決を守り、米軍機に対しても飛行差し止めを行わせろ！」などの申し入れを考えています。
 - ② また状況により、県及び関連7市に表敬訪問を行い、裁判の進行状況の報告と、引き続き協力を要請する行動を行います。
 - ③ 行動面では、オスプレイの飛来に抗議する行動や、厚木基地の現状を訴える市民宣伝活動を企画実施します。
 - ④ 事務的な作業では、判決が出された以降の精算事務など、必要な事項について検討をすすめます。

2 東京高裁判決日の行動と判決への対応

- 1) 東京高裁判決の期日は、いまの段階では予測することはできませんが、今年度の運動期間中に迎えることも想定されますので、判決日の行動についてもあらかじめその構想をもつ必要があります。地裁判決のときは、関連団体やマスコミの報道など、大きな関心が寄せられましたが、特に地裁判決で示された「自衛隊機の飛行差し止め」に東京高裁がどのような判断を示すかは、爆音訴訟の歴史的な瞬間でもあります。四次訴訟原告全員の心が、東京高裁に集結するような、万全な体制で臨みたいと思います。具体的な行動は、弁護団と連携をとり平和運動センターなど関連団体の協力を得ながら準備をすすめます。
- 2) 高裁判決が出たあと対応しなければならない課題は、原告団として最高裁に上告する問題があるかどうかの判断です。
 - ① これは判決を見て判断することになりますが、現段階で想定されるのは「飛行差し止め」と「外国人国籍の原告」の扱いがあります。この最高裁への上告は、総会の議決を得る時間的な余裕がありませんので、弁護団と相談し役員会の議を経て決めさせていただきます。
 - ② また、精算事務に関わる問題や、臨時代議員総会・原告説明会などの日程も急ぎ決めなくてはなりません。
 - ③ さらに、この時期には、第五次訴訟を起こすかどうかの方針も四次訴訟団の責任で示さなくてはならないと思います。判決が出されたら、ただちに役員会でこれら一連の方針を決め、具体化していきます。

3 組織内部の活動

- 東京高裁の、判決が出されて以降の対応は、原告の皆さんにとって最も関心の高い問題だと思います。本年は特に、これらの情報を迅速かつ正確に伝えるよう万全を期していきます。また原告の連帯と和を図るため、つぎの組織内部の運動を強めます。
- ① 裁判は終盤を迎えています。例年どおり「新春の集い」を開催し、弁護団、原告の連帯と交流を深めます。
 - ② ブロック長会議は、本年は裁判の進行状況にあわせ、より有効な時期に開催します。
 - ③ 判決内容の説明会については、事務局主催で企画します。また各支部が自主的に行う支部集会には、事務局が積極的に補佐します。
 - ④ 原告団ニュースは、判決内容や、精算事務など本年は特に多くの課題がありますので定期発行のほか、適宜に発行するよう努めます。

4 反基地平和運動の取り組み

- 基地をめぐる情勢の項でも述べましたが、安倍政権による集団的自衛権の行使、憲法改悪を見据えた、一連の動きの中で日本の軍事基地の機能は、日に日に強化され、戦争の足音がひたひたと近づいてきていることを肌を感じるようになっていきます。そしてそのどれもが基地周辺住民の生活環境を破壊し、恐怖や不安を与え健康被害にまで影響をもたらす事態に発展しています。こうしたなかで、直接基地被害・爆音被害を受けている、私たち原告団の闘いはこれまで以上に大切になっています。つぎの関連団体と連帯しより広範な運動をすすめるよう努めます。

- ① 厚木爆同と訴訟団は、これまで表裏一体で運動を進めてきました。今後も行動を共にします。
- ② 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は同じ目的で、爆音訴訟を闘っている全国の仲間の組織です。より連携を強め裁判勝利と会わせ、沖縄問題をはじめとする、全国規模の運動に取り組んでいきます。
- ③ 神奈川平和運動センターは、「横須賀の原子力空母母港化反対」の運動をはじめ、神奈川県全域の平和運動の中心的な役割を担っています。とくに私たちの裁判闘争には大きな協力を得てきました。相互に連帯し運動をすすめます。
- ④ 基地のない神奈川をめざす県央共闘会議は、厚木基地・キャンプ座間・相模原補給廠などの基地を基軸に運動を進めている市民団体で、四次訴訟団とは、絶えず緊密な連携のもとで運動を進めてきました。引き続き連帯し行動を共にしていきます。
- ⑤ 平和・人権・環境を守る全国組織の「平和フォーラム」は、全国爆音訴訟原告団の運動に大きな協力を得ています。今後も協力関係を保ち共闘していきます。
- ⑥ 平和運動を進めている市民団体は、他にも多数ありますが、それら団体とは課題別に共闘します。

まとめ

以上述べてきましたが、裁判は「控訴審の結審」、そして「判決」を待つ最終段階を迎えました。提訴以来、互いに培ってきた原告団の「絆と連帯の心」を大切に、弁護団とより緊密な連携をとりながら終盤にむけた諸活動に万全を期していきたいと思います。原告の皆さんの、引き続き協力を訴え、この一年間の活動方針とします。

第8回代議員総会

日時：4月5日（日）13時～
ところ：大和市勤労福祉会館3Fホール
第四厚木爆音訴訟原告団
電話：046-200-5505
※代議員の方は代議員証をご持参下さい

